

開 会

委員長 それでは、ただいまから平成18年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

委員長 議事に入る前に、小学生の死亡事故があり、この件につきまして学務課長よりご説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

学務課長 教育委員会議の貴重なお時間をお借りいたしまして、小学生の死亡事故が起きてしまいましたので、ご報告させていただきたいと思います。

3月24日、この日は平成17年度の修了式当日であったわけですが、午前10時30分ごろ、旭町小学校4年男子児童が業間休み中にドッチボールで遊んでいたところ、ボールが校庭外に出たために、ボールを追いかけて裏門から道路に出たところを自動車にはねられてしまいました。救急車で市立病院に搬送されましたが、残念ながら12時37分に死亡いたしました。

学校管理下で、このような痛ましい事故が起きてしまいましたことに深くおわび申し上げますとともに、今後、事故原因を究明し、安全管理を徹底してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方にもご理解いただきたいと思います。

なお、翌日25日に全校保護者会を開催いたしまして、事故の概要、また学校の安全体制等についてご説明を申し上げ、保護者の方々からさまざまな意見をちょうだいいたしました。

なお、この児童の通夜、告別式ですが、25日土曜日に通夜、26日告別式がとり行われました。また、あす28日、臨時校長会を開きまして、全校に対し、今回の事故の概況を説明し、今後の安全管理の徹底を図っていくと、そういう段取りになっております。詳細につきましては、また改めて委員さん方には説明させていただきたいと思います。

まずはご報告とさせていただきます。

委員長 後で詳細な説明があるということですので、ここでの意見交換は差し控えます。人の命のとうとさということ、これは最大限注意を払っていただきたい。人権尊重宣言都市でもある松戸市ですから、基本的人権の最も大事なものは人の生命であることを肝に銘じておいていただきたいものです。そのことを、改めてお願いします。

議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進めます。

本日提案されている議題は、議案9件でございます。

議案第12号、議案第20号

委員長 事前に資料をお読みいただいたかと思いますが、議案第12号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する一部を改正する規則の制定について」と、議案第20号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、これは相互に関連がありますので、一括審議ということで議題といたします。採決は個別にやります。

それでは、ご説明をお願いします。

企画管理室長 それでは、議案第12号及び議案第20号につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第12号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する一部を改正する規則の制定について」、松戸市教育委員会事務局の設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成18年3月27日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案理由につきましては、高等学校総合体育大会の事業終了に伴うスポーツ課の高等学校総合体育大会推進室の廃止、及び指導課と教育研究所の事務分掌の一部について相互に移管することにより、組織の効率的運営を図るため、改正いたすものでございます。

また、議案第20号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、松戸市教員委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のように定める。

平成18年3月27日提出、松戸市教員委員会教育長、齋藤功。

本件の提案理由でございますが、指導及び教員研究所の事務分掌の移管等に伴い、所要の規程の整備をいたすものでございます。

まず、議案第12号の改正のうち、総合体育大会につきましては、昨年8月に実施され、本市におきましてはフィッシングと自転車競技を開催いたしましたところでございます。この事業の残務の整理等も一段落いたしましたので、この4月にスポーツ課の組織でございます高等

学校総合体育大会推進室を廃止いたすものでございます。

お手元の資料4ページの下線部分、現行と改正案ということになっておりますけれども、下段部分に横長で高等学校総合体育大会推進室、それから右脇に高等学校総合体育大会に関することということで記載されておりますけれども、この内容を削除するものでございます。

また、指導課と教育研究所の分掌の関係でございますけれども、現在、指導課の所掌事務でございます児童生徒の長期欠席の統計に関することにつきまして、教育研究所に事務移管するものでございます。また、教育研究所の副読本の発行に関する事務を指導課に移管するものでございます。

長期欠席の統計に関する具体的事務は、1つとしまして、児童及び生徒の長期欠席の月例報告及び統計。2としまして、長欠対策主任研修会の企画運営でございます。当該事務を移管することによりまして、小中学校の欠席状況の把握を迅速に行い、教育研究所の相談業務や指導業務に生かし、長欠や不登校に対する包括的な取り組みを可能とするなどを目的とするものでございます。

また、副読本の発行につきましては、教育研究所の事務としていただいておりますが、教科、学習の指導については指導課で行っており、各学校の学習の取り組みや現場の声を今まで以上に副読本編集に生かしまして、指導と研修を一体化することによって、より効果的な事務事業の遂行の実現を図るものでございます。

内容としましては5ページでございますけれども、現行の下線部分、児童及び生徒の長期欠席の統計に関すること、これを教育研究所の方へ削除、移管いたします。それから、改正欄につきましては、中段よりやや下にございますけれども、副読本の発行に関すること、こちらにつきましては教育研修所から移管がえということで加わるものでございます。

次に、議案第20号、事務決裁規程につきまして、これにつきましては、松戸市立小学校及び中学校管理規則というものがございまして、かなり先に規則の改正がされていまして、内容の見直しがされてきたということでございます。これに伴います事務分掌規則の内容が変更されていなかったために、今回お願いするものでございます。

内容につきましては、20号の方の3ページを見ていただきたいと思います。3ページの現行の担当部長の決裁欄でございますけれども、宿泊を要する学校行事の承認、それから、その下の校長の旅行承認、それから、その右側に行きまして、振替授業及び臨時休業日の承認というものがございます。これが改正案に至りましては、改正案の部長の欄でございますけれども、宿泊を要する学校行事の届出の受理、校長の旅行届出の受理、校長の県外出張の承

認、それから、右欄に行きまして、振替授業の届出の受理、臨時休業日の承認、このようなものに改正させていただきたいというのが目的でございます。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、まず最初の方の12号議案から質疑及び討論ということにさせていただきます。関連しますので、20号にかかわることに意見が及ぶ場合には、それも含めて質疑、討論としたいと思います。

まず最初に、12号の方についてはいかがでしょうか。

八田委員、何かございますか。八田委員に私があえてお聞きしたのは、恐らく、こういう規則の変更等について、部分規定だけをごらんになっても非常にわかりにくいんじゃないかという意味があります。事務局にお願いですけれども、松戸市の例規集というのがありますが、できれば、新しいものを委員の皆さんにお配りしていただきたい。きょうの議題の幾つかは、この例規集にかかわる事柄です。コピーしていただくのは改正にかかわる該当部分だけです。全体の様子が見えません。私は、規則等の改正については、いつも例規集を見ながら、どこの部分がどのように関係するか、比較しながら見ています。したがって、規則等の改正議論のためには、規則そのものが重要ですのでできれば委員の皆さんに例規集の配布をお願いしたいと思います。

企画管理室長 承知いたしました。

委員長 よろしく申し上げます。ところで、内容についてですが、高校総体が終了したのでその部分を削除すること、これは問題ないと思います。

それから、業務の権限の一部が教育研究センターに移行したり、その逆の場合があったりするけれども全体の内容自体については大きな変化がないという理解をしてよろしいかと思えます。

それから、12号議案の比較表の1ページと5ページですが、指導課の指導係の業務として教育職員の指導に関することというのがあります。それが、きょうお配りいただいた資料にはないのですが……。

企画管理室長補佐 前回お配りしたのは、こちらで書き間違えておりましたので、差し替えさせていただきます。

委員長 前回いただいたのを見て今チェックしたものですから、そうしますと今のご回答で私の質問の疑問点は解消しました。結構です。

さて、いかがでしょうか。

根守委員 各課の仕事の効率、それから教育研究所のやらなければいけない仕事の調査研究があるだろうと思うんです。調査、それから統計に関することとか。そして、それに基づいて、また計画をする場合もあるだろうと思いますけれども、その計画がその資料に基づいて各課、指導課だとか学務課がやるだろうと思いますので、仕事の効率、それからより深く調査研究を進めていくという立場からは、研究所がふさわしいんじゃないか。指導課の場合、指導の方に、それを受けて、どのように指導したらいいかというのが趣旨だろうと思います。というような意味でよろしいんじゃないかと思います。

委員長 ということは、今回提出されたこの内容は、むしろ整合性を持つという理解ですね。そういう改正の趣旨だと理解します。

それでは、12号の議案については質疑、討論は終結とし、同議案について採決いたします。議案第12号については、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

20号については、いかがでしょうか。

先ほどのご説明で、20号については、もう既に決まっていることを改正していなかった部分もあるということをおっしゃいましたが、それはどの部分ですか。

学務課長 お手元の新旧対照表を見ていただければ一番おわかりかなと思いますが、趣旨についてご説明申し上げますと、この教育界では、数年前から校長の裁量権を拡大すると、こういう流れがございます。それで、今までが教育委員会の承認事項というものが非常に多ございました。この新旧対照表の現行のところを見ていただきますと、下線が引いてありますが、宿泊を要する学校行事の承認、校長の旅行承認、振替授業、臨時休業日の承認、宿泊をする場合も教育委員会の承認が必要だと。校長が旅行する場合も承認が必要だと。振替授業も承認が必要、臨時休業も承認が必要というふうに、以前は教育委員会の承認という事項が非常に多かったわけですが、校長の裁量権を拡大するという大きな流れがありまして、もう数年前からこの中で右の改正案の方にありますように、宿泊の学校行事についても、これも教育委員会に届けばいいと。校長の旅行についても届けばいい。振替授業についても届けただけでよろしいと。また、承認事項としては、校長の県外出張、これはやはり教育委員会の承認としてまだ残っております。また、臨時休業日、これも校長が勝手にできるのではなくて、やはり教育委員会の承認というものは残っておりますが、こういうふうに承認から届

出というふうに大きくこれは数年前から変わっておりまして、こちらの事務手続等につきましても、実質的には届出でやっております。ただ、この教育委員会の事務決裁規程の表が変更されていなかったということで、今回、これをちゃんと現行でやられているように変更しましょうということで変更させていただきたいと、そういう趣旨でございます。

委員長 わかりました。それではっきりしました。そのような点については、今回改正するというのは、さっき12号議案で説明されたことと関連するということによろしいですか。

学務課長 はい。

委員長 わかりました。

承認から届出に変わったということの趣旨が一体どこかなということが気になりましたが、ただいまご説明いただいたように、前からやっていた実態に今回規程上、はっきり合わせるということでいいわけですね。

何か特に質問等がございますか。よろしいですか。

議案第20号につきましても、質疑、討論は終了とします。

議案第20号について決裁いたします。議案第20号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

議案第13号

委員長 次に、議案第13号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規程の一部を改定する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

企画管理室長 議案第13号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規程の一部を改定する規則の制定について」、松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規程の一部を改定する規則を別紙のように定める。

平成18年3月27日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案理由でございますけれども、職員定数の適正配分を行うことにより、事務の効率的運営を行うためというものでございます。

改正内容でございますが、3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。ページ

数は2でございます。

まず、合計でございますけれども、680名から611名に削減してございます。この規則につきましては、松戸市職員定数条例の人数が基本となっているのでございますが、この職員定数条例がこの3月議会で一部改正されております。教育委員会の事務局及び教育委員会の定数が680から611人に削減されました。これを受けまして、この規則の合計職員数につきましては611名としたところでございます。

今回の職員定数条例の改正につきましては、平成17年度の予算定数を基本に改正を行いまして、市長事務局では143人を削減したことを初め、議会で1名、病院事業で24名、水道事業で2名、消防職員で3名、農業委員会で1名の削減を行っています。教育委員会につきましては69名の減となっております。

今回提案いたしております、この規則の事務局及び教育機関の定数の内訳ですが、事務局が231から184へ47名の減、小中学校が301名から279名へ22名の減でございます。先ほど述べました職員定数条例につきましては、一部の部局を除きまして平成12年の本部制を導入した機構改革のときから変更がなされていないまま現在に至っております。教育委員会につきましても同様であったわけですが、その間、この配分規則につきましては、公民館、図書館、小中学校といった教育機関の定数を現実のものに改正し、条例定数の総枠人数の関係から、その増減の調整を事務局の人員で調整してきた結果でございました。したがって、事務局の47名の減につきましては、平成12年以降の教育委員会の定数削減の集約が反映された結果として、このように47名の減となっているものでございます。

次に、小中学校でございますが、本年度から小中学校の市費の事務職員の配置の見直しを実施しておりまして、小学校の半分22校の市費の事務局員を臨時職員の配置にかえてきております。現在でも、県費の事務職員のほかに市費の事務職員を配置している例は市川市、船橋市などに限られまして、この両市におきましても削減する傾向にあると言われております。

松戸市におきましては、17年度から3カ年計画で市費事務職員の引き上げの計画をいたしております。この計画の1年目に当たります小学校の事務職員の22校分につきましては、今回の規則改正で削減いたしましたものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑・討論に入ります。何かご質問等ございますか。

この人数枠と、それから実際、この予算を組んだときに人数の幅があって、それは、この

幅の中で実際に変動させてという説明が以前ありましたよね。したがって、この幅が今度は実数になるんですか。それとも、やはりこれは予算枠ですか。

企画管理室長 5年ぶりに条例定数が改正されまして、教育委員会におきまして680から611という数字になりました。611は、先ほどもお話ししましたように平成17年度の予算でつくっています。ですから、条例定数は定数を定める上でゆとりを持った形の中で定数を定めさせていただいておりまして、実際に動くという形になりますと、予算を伴いますから予算定数というのが設置されます。これは予算定数ですから、予算委員会で承認されて、議会の承認になります。条例は同じですから、条例定数も同じように議会で承認されるものですが、条例で大きな枠をつくっていきまして、実態に合わせて、そのまま年度ごとの予算定数が入ります。

今回、この611名というのは、限りなく現在の事業を運営する上での人数に近づいた数字でございます。ただし、これは17年度でございますので、18年度におきましては、教育委員会では、先ほどちょっと話をさせていただきましたけれども、学校事務の引き上げが平成17年、18年、19年と示してきておりまして、18年度は小学校残りの22校、中学校につきましては休校を含めまして10校の引き上げを考えております。

そういった関係で、こちらにつきましては、この611名の中には反映してございませんので、実際には平成18年度のスタートの段階ではもっともっと少なくなる数字でもって枠ができています。611にはまだ少しゆとりがありますよということを加えさせていただきたいと思えます。

委員長 ありがとうございます。

教育長 職員定数は条例規則等によって定められた以上、上限であります。

条例定数が例えば100人ありまして、実際、運用の中でその年度年度によって、100人の定数は来年度は必要ない、今年度はまだ必要ないじゃないかと。90人にしておこうということになります。100人目いっぱい配置したいけれども、予算の都合上95人しかとれないというようところで条例定数と予算定数の乖離はあります。条例いっぱいいっぱい予算をとるということはほとんどないと思えます。そういういろいろな意味の弾力性はあります。

委員長 ただいまの説明では、学校事務の引き上げということがありました。それがかなり人数的にも多いようですね。これの是非については、ここで議論できるのかどうかわかりませんが、何か学校事務において、それではやはり困るとか、あるいはそれでいいんだとか、何かそういう意味での声はあるんですか。

企画管理室長 学校事務の引き上げにつきましては、松戸市の行財政改革の1つとして進めている事業でございます。ただ単に学校事務職員、市費職員を引き上げるだけではなくて、学校事務全体の事務そのものの効率化を図っていこうというねらいがございます。

したがって、それを臨時職員で補充しているわけですが、内容としましては、いろいろな業務のシステム化を図りまして、簡素化、効率化を図っていく中で臨時職員を配置していくということでございますので、一時的には、例えば市費職員が引き上げられることによっては引き継ぎの関係とかがありますので、臨時職員は、いきなりそれに対応できるということはなかなか難しいことはございますが、マニュアルなんかもつくりまして対応していかなければいけないということは承知しているところでございますけれども、そんな形で進めていく。そんな中で、学校側と十分連絡、調整をとりながら、臨時職員でも対応できる環境づくりをしていきたい。何よりも事務の効率化を図るという意味で、前向きな対応をしていきたいというのがねらいでございます。

それから、臨時職員の中での対応ということでは、一時的にそういった意味では学校側の方からも要望がいろいろと出てきておりますけれども、教育総務課の内部に学校支援班という組織をつくってございまして、学校から市職員を引き上げて全部なしにしてしまうというだけでなく、支援する体制も整っておりますので、そちらの方々を学校に巡回させながら支援していくという体制も整っておりますから、本来に大きな支障を来しているとは思っておりませんし、もっともっと効率にいい仕事ができるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして13号議案の質疑、討論は終結といたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

議案第13号につきまして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

議案第14号

委員長 次に、議案第14号「松戸市教育委員会部長職等の人事について」を議題といたします。

この議案は人事案件でございますので、秘密会としたいと思いますが、これについてお諮

りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条により決をとらせていただきますが、これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教員委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教員委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部参事監、企画管理室長、以上でございます。その他の方は退席してください。

(以後、秘密会)

時間延長

委員長 次に、議案第15号以下を審議いたしますが、ただいま時間が5時9分前です。残りの議題が5議案ございますので、本委員会会議は5時を超えることが予想されます。

したがいまして、議事の途中でありますが、本日の会議の時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長するという予定でご了承願います。

議案第15号

委員長 議案第15号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

図書館長 議案第15号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。提案理由は、事務の効率化を図るため所要の改正を行うものです。内容をごらんいただきたいと思います。ページを3枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表がございます。こちらの現行と改正内容について申し上げます。

第6条で2項のちょうど2行目に「利用カード申込書」というアンダーラインが引かれた部分があります。この部分を「利用カード・パスワード申込書」と、そういう文言に改正を

いたしたいということでございます。

次に、その下にまいります。現行の欄で、第1号様式、左上に「利用カード申込書」と、これが改正後は「利用カード・パスワード申込書」ということになります。

それから、第1号様式の下の方に、表の中に初期パスワードは数字4文字でお願いしますとか、パスワードの変更はインターネットにて可能ですとか書いてあります。この部分が加わりますということでございます。

次に、第4号の様式をごらんいただければと思いますが、こちらの4号様式では申込者というところの部分で、改正の方では、利用カードをお持ちの方、カードナンバーという形で書いていただくということございまして、これらの改正は、平成16年度の秋から蔵書公開システムの運用が始まりました。それに伴いまして、現状に合った形に様式等を改正いたしたいということでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりですが、これより質疑、討論に入ります。

何かございますか。

これも先ほど私が言ったことに関連しますので、一応確認させてください。つまり、これは松戸市立図書館の管理運営規則に基づいて発行するカードですね。第6条、第2項です。

この条文の他の部分は変更しなくても大丈夫ですか。

図書館長 新旧対照表のとおりその部分をそのような形で改正をいたしたいと思います。

委員長 第6条第2項中の文言をこういうふうに変えるけれども、3号様式は変わらないわけですね。

図書館長 はい。

根守委員 第6条第2項中「利用カード申込書」を「利用カード・パスワード申込書」に改めるだから、利用カード申込書は「利用カード・パスワード申込書」と改めると云うことでしょうか。

委員長 多少気になりますので、後日、ここで議論する必要があるありましたら、改めて議題として提案してください。きょうの段階では、第6条第2項の文言を変更すること、及び様式第1号と第4号について変更するということで了解を得たという結論にしておきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑、討論につきましては、これで終結とします。

これより、議案第15号を採決いたします。

議案第15号については、原案どおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第15号は原案どおり決定することにいたします。

議案第16号

委員長 次に、これに関連しますが、議案第16号「身体障害者等に対する図書館資料貸出規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

図書館長 議案第16号「身体障害者等に対する図書館資料貸出規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。こちらの方は、やはり様式に絡むところでございますが、平成7年度当時、介護保険法の改正がなされたところですが、今度、図書館資料から規則の様式に係る所要の整備を行いたいということでございます。こちらの方も3枚目をごらんいただければと思いますが、上段に現行、下段に改正案が載っております。改正案の方をごらんいただきますと、利用カードナンバーというものが入ります。それから、郵便番号というものが入ります。それから、介護保険被保険者証番号というものが新たに入ります。それから、備考欄には障害名等を差し支えない範囲で記入してくださいと、そのように様式を改正させていただくということでございます。

委員長 議案第16号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

何かご質問等はございますか。

瀧田委員 非常に基本的なことをお伺いしますが、身体障害者に対するこのカードの意図を教えてください。健常者と違うシステムになっていますが。

図書館長 障害者の方とか、それから介護の必要な方々、この方々に対しましては、松戸市の市立図書館の方から図書資料等を宅配しております。その方々の申し込みをいただくときの様式という形になります。申し込まれた方々につきましては、2週間に1回程度、あらかじめお配りしてあります図書リストから読みたい本をリクエストしていただきます。電話あるいは時々定期的に巡回するということもありますので、そういう中でリクエストいただいておりますということでございます。

瀧田委員 何号とか何級とか書くということは、症状によってそういうことが変わるのでしょうか。それとも、障害者手帳を持っていれば、必ずそういう対象者になり得るということなんでしょうか。

図書館長 身体障害者の場合は、1級から3級までの障害として限定されている方でございます。市内在住者に限るわけです。

それから、介護保険法で言います第7条第3項と申すのは、これは要介護者のことでございます。

瀧田委員 要介護者以上。

図書館長 ただ、かなり介護の度合いが高い方になりますと、こういうサービスはお使いにならないケースがございます。

瀧田委員 そうですか。わかりました。

これは、今までもある制度ですね。実際に、それで宅配の形の要請というのは、どの程度あるのでしょうか。

図書館長 人数等で申し上げたいと思いますけれども、身体障害者でご利用いただいている方が80名ほど。それから、要介護者でご利用なさる方というのは9名でございます。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 点字図書貸出要綱制定のときには、図書館は関与していましたか。

図書館長 図書館の方ではなくて、福祉部の方で担当いただいております。

委員長 今の瀧田委員のご質問にちょっと関連しますが、この身体障害者等に対する図書館資料貸出規則というのは、いつできた規則ですか。

図書館長 昭和56年11月5日、教育委員会規則第9号で貸出規則が制定されております。

委員長 規程集の中でその規則を探したんですがなかったものですから、何の条文を参照したらいいのかなと思った。

図書館長 この規則は、収録されているところが教育委員会のところではなく、福祉部門の中に収録されていると思います。ですから、もしかしたら事務局の方が例規集コピーをされたときに、そこまで目が行かなかったのかもしれませんが。

委員長 これに関する規則と様式等の決定はここで最終的にしなければいけないということですね。

図書館長 教育委員会の規則でございます。

委員長 わかりました。

それでは、これで第16号議案についての質疑、討論は終結とします。

これより、議案第16号を採決いたします。

議案第16号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

議案第17号

委員長 続きまして、議案第17号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

学務課長 松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案申し上げます。

提案理由ですが、学校教育法が平成17年4月1日に改正されまして、学校の職制の中で新しく栄養教諭というものが創設されましたので、それに伴いまして、管理規則も改正するというものでございます。

新旧対照表がありますので、ごらんいただきたいと思います。

学校にどういう職員を置くかという中に、第2条の1のところ「教員」というふうにありますますが、その中に、今までは教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師を言うということであったわけですが、栄養教諭という職制が創設されましたので、管理規則の中にもそこに下線を引きましたが、栄養教諭という名称を挿入すると、そういう改正でございます。その下の職員第3条のところも同じように今までなかった栄養教諭と、そういう名称を新しく入れていくと、そういう改正でございます。

栄養教諭ということについて若干ご説明申し上げますと、中教審等におきまして、食に関する指導の重要性というふうなことが前々から提言されておったわけですが、初めてこの17年4月1日にそれが制度として設けられて、栄養教諭を置きましょうということになったわけですが、今までは食に関する指導をやっていたわけですが、学校現場におきましては、栄養士を中心にやっておりましたが、栄養士というのは給食の管理が中心でございましたので、食に関する指導をやるときには、非常勤講師の兼任発令という届けを出して、初めて授業を担当できるというふうなことだったわけですが、今回、栄養教諭というものができましたの

で、届け等なしに、教諭ですので授業も担当できるというふうな、そういうふうに制度としてここに確立されたということでございます。そのために管理規則も改正すると、そういう提案でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

本議案につきましては、ただいまの説明のとおりです。これより質疑、討論に入りたいと思います。

瀧田委員 栄養職員という方は、栄養士の資格をお持ちになって、今まで給食とかそういう面でご功績はわかりますが、栄養教諭の職員の資格というのは、特別の資格というのはいかかかってあるのでしょうか。

学務課長 栄養教諭の資格というのをとる人は、今お話がありましたように、栄養士さんが栄養教諭の資格をとるということで研修等に参加しております。ですから、栄養教諭になる人というのは、一般の先生が栄養教諭になるということよりも、やはり今まで学校栄養職員として勤務していた方が栄養教諭として発令がえといいますが、そういう形でということで、今、松戸市の場合も、かなりの数の栄養士さんがこの栄養教諭の資格をとっております。ただ、資格はあっても、実際に栄養教諭として発令されて勤務するということになる、また別問題として、18年度は、東葛管内で1名だけ栄養教諭として発令されました。それが本市の栄養士さんが栄養教諭として18年度、松戸市で勤務されるということで、そういうような全県でも四、五名というふうに聞いております。

瀧田委員 食育とか、やはりその辺は小さいうちから大事にして、ただ栄養を考えた給食というよりも、本当に子供たちにじかに食品とか栄養について教えていただくチャンスというのは、せっかく発令されたのですから、生徒と接する時間というのがどの程度これから実現できるかというのを楽しみにしております。どうぞ授業の中に取り入れることができますように、現在1名ではどうしようもないですけれども、これからふえていきますように。

教育長 そういう意味で、もっと早く県もやらないといけないと思います。県全体で1人とか2人という定数では心もとない。松戸市だけでも65人いますよ。この半分までいかないけれども、市の市職の栄養職員が結構いる。それはさておいて、やはり学校給食法にしても、規則にしても、関連法規にしても、すべて栄養職員というのは児童生徒の栄養指導に関することにかかわるんだと、そういうふうを書いてあるんですけれども、実際に教壇には立てない。直接指導をしてはいけない。必ず担任教諭とか学校給食担当教諭を通じて、補完する形で補

助してそれをやるんだというふうになっています。だから、栄養士は単なる栄養計算しかしていないじゃないかという批判を受けてしまう。

ですから、もっとどんどんかかわれるように改善すべきだということではないかと思えます。松戸市の中学校給食開始時に、それを17年前に提言しているんです。教壇に立てるようになるべきだと。自慢するわけではないですけども、15年も17年も経ってから、やっと食育だ何だと栄養士を教壇に立たせるべきだというのは随分遅いですよ。

根守委員 県費の栄養士は、不足の場合は市で補ってくださっていましたね。学校給食の時間帯で回りながら栄養指導を現場ではやっているんですか。栄養士同士の研修の中で、栄養の計算だとか、何を食べさせたらいいのか、献立、それだけではなくて、栄養士が教壇に立えないから学校では給食指導の教諭を1人置いているんですね。それで、その教諭と栄養士とよく話し合っ、て、どうい、うにどの場で指導するか。どうい、うのものを子供たちに食育を高めるためにや、っていくかというい、うなことが、恐らく栄養士の間でも話し合、われている。けれども、本当に給食担当の教諭を通さないとできない。さっき教育長がお話ししたとおりできないというい、うなことで、ちょっと遠慮しているんだら、うと思うんです。でも、相当栄養士は勉強しています。食育を高めるというい、うなことで、学校で保護者を呼んでい、ろいろな食材を使、った子供たちの志向、そうい、うなものなども含めてや、ってくださ、っているというこ、とは現場ではあります。

それと、今、教育長さんが言った県で1人とか、その1人を松戸市民というの、は、まさにそのとおりですね。食育を高めるとい、いながら1人合格というの、はとんでもない話だら、うと思うので、こんなこ、とを……。

教育長 根守先生におっしゃ、っていたので、また思い出しちゃ、って昔話で恐縮なんです、が、年のせいですかね。小学校に栄養職員を全校配置するとい、う運動が起、きたんです。その拳、句、県職で足りない分を市職で全部埋めるとい、ったときに、私は定数課長をや、っておりました。絶対反対して、いたんです。なぜ反対したか。全校配置しても、今の学校、法律、規則、学校の制度、学校給食のシステム、栄養職員のシステムからい、ったら直接は指導できないはずだと。例えば、教壇に立つばかりが指導ではありませ、んけれども、い、ろいろな意味で、そうい、うことができる土壌にないからむだでし、ょうと。栄養計算と品質管理だ、ったら、巡回指導でも十分でし、ょうと。中学校給食をや、るときも、5人ぐら、いいればい、い。20校、21校に対して5人ぐら、いいればい、いでしょう、そうい、う業務だ、ったら。もし、どうしても本当に文部省が、学校が本当に食育をや、りたいんだ、ったら、その環境を整備して、ください。栄養職員が

教諭として働ける土壌をつくってください。そうすれば全校配置でやりますよという話をしています、5人の巡回栄養指導で済ませちゃうと。

ここからはオフレコですけれども、私がアメリカに行かされていたときに振り返って全校配置になっちゃったというのがあったんです。ですから、やっとそうなったのかと。そういう方向で頑張ってもらわなきゃいけないと思います。

根守委員 保健体育との関連もありますね。保健でもやっています。

八田委員 食のゆがみによって起こるさまざまな弊害ということが中学校などで、医学面で指摘されてきているんです。結構、中学生などでいろいろなことがあるようです。

委員長 医学的なことをおっしゃっていただいたので、法律的な面で少しお尋ねします。つまり、この現行規定を改正案のようにすると、第2条第1項で栄養教諭がここに入ったということから、栄養士の方が栄養教諭の資格をとると、今度は教えるということができることになります。その点では進歩なんですね。

しかし、第3条を見ますと、従来は1項しかなかったものが、今度は2項を新設しました。1項は、職員としてこういうものを置かなければいけないとし、第2項は置くことができるとして、第2項の方はむしろ後退しているように思われます。現行3条はこういうものを置くものとするとしていますから、置かなければいけないんですが、せっかく第2条で栄養教諭の権限を強くしたというのに、3条で置くことができるという任意規程になったという意味ではちょっと後退かなという気がします。その辺はどうでしょうか。

学務課長 第3条のところですが、現行では、校長、教員、事務職員、学校栄養職員及びその他の職員を置くものとする。これは置かなくてはならないということで、その中には学校栄養職員も当然置くものとして入っております。改正案では、そこに学校栄養職員という文言は除いてあります。

この理由は、その下にありますが、栄養職員が栄養教諭になりますと、その学校には、本人は同じなんです、学校栄養職員という職制はなくなって、栄養教諭というふうになります。ですので、栄養職員を置くものとするというふうになると、全校に置かなくてはならないということになりますと、栄養教諭も1つの学校において、栄養職員も置かなくてはならないということになりますので、実質的には同じ人物が今まで栄養職員だったものが栄養教諭になると。ですから、その学校の職員構成の中では、栄養職員という名前はないけれども栄養教諭として残るとということで、決して後退していないと、そういう解釈です。

委員長 恐らくそういう理解なんだろうと思います。しかし、この条文の文言だけを読むと、

これは任意だから、今までの学校栄養職員だって置いてもいい、置かなくてもいいという解釈ができますね。これではちょっと後退かなということです。でも、大体どちらかが置かれるというのが実態だというふうに理解していいですね。

教育長 これは県のひな型があるんですか。

学務課長 県と申しますか、学校教育法の方に栄養教諭を置くことができるというふうな表現になっておりますので、そのあたりを引用しました。

教育長 その表現を市の規則で変えることは難しいということですか。

学務課長 そうですね。一番の国法の方で置くことができるというふうな表現になっておりますので、それに準じる形でやるということです。

教育長 課長の説明はよくわかったんだけど、時節柄ちょっと……。これ以上追及するとまずいからやめておきます。

委員長 文言解釈と実際の現実の動きのどちらを尊重するかということで解釈が変わってきます。ここでは現実を尊重する上でこういう文言にしたという理解にしておきたいと思います。よろしいですか。それでは、これで質疑、討論は終結といたします。

これより採決いたします。

議案第17号については、原案どおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

議案第18号

委員長 次に、議案第18号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

学務課長 それでは、議案第18号についてですが、学校職員服務規程というのがございます。それを改正する訓令の制定ということで、これは教育公務員特例法というのがございまして、それが改正されたことに伴いまして、服務規程の方も改正するというものです。これも新旧対照表を見ていただければありがたいと思いますが、これは非常に単純と申しますか、下線が引いてあるところの第20条の3、第1項、これを第26条第1項、これにこういうふうに号数が変わるといだけのものがございます。それだけでは余り味気ありませんので、教育

公務員特例法、これは全体、非常に改正が毎年多うございます。ですので、条文の番号等については非常に前後して変わっておりまして、今回、内容は変わらないんですが、26条第1項になったということで、ちなみに、ここにあります大学院修学休業と申しますのは、教員免許に専修免許状、1種免許状、2種免許状というのがありまして、一番上位の免許状が専修免許状というものなんですが、その専修免許状をとるために大学院に行って、その免許がとれますよと。そのために休業することができますよと、そういう制度でございます。休業して、その間に講習を受けて、研修を受けて専修免許状をとることができますよと、そういう条項であります。その中の第何条という表現が変わったというだけでございます。

以上です。

委員長 全くそっけない条文改正で、それに色をつけていただいてありがとうございました。まさにこれはおっしゃるように、20条の3、第1項を26条第1項に変えるということだけですから、特によろしいですね。

質疑、討論は省略しまして、採決いたします。

議案第18号については、原案どおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

議案第19号

委員長 次に、議案第19号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

市立高校担当室長 議案第19号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご提案いたします。

提案理由といたしましては、松戸市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の改正に伴いまして、市立高校の教育職員についても同様の改正を行うものでございます。

3枚目の新旧対照表です。別表第19項中の段中、下線部分でございますが、「小学校就学前の始期に達するまでの子」を改正により「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、同表中第20項を第21項とし、第19項の次に20項を加えます。19項につきましては、従来の適用範囲を小学校就学前の子供から小学校3年生までの子供に拡大したも

のでございます。20項につきましては、教職員の妻が出産する場合にあって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間ある場合において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する教育職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、当該期間内における5日間の範囲内の期間で特別休暇を取得することができるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第19号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑、討論に入りますが、いかがでしょうか。

これは整合性を持たせるということですね。

それでは、質疑等がございませんので、これで質疑、討論を終わりにして、第19号議案についての採決をとりたいと思います。

議案第19号については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないものと認め、これを承認することに決定いたします。

その他ですが、何かございますか。

（「なし」の声あり）

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年第1回臨時教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時34分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員